

様式第 1 号（第 4 条関係）

補 助 金 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

碧南市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

令和 年度において補助事業等を実施し、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 碧南市民間住宅耐震改修等補助事業 ※対象補助に「○」を記入

	木造住宅耐震改修費補助		非木造住宅耐震診断費補助
	段階的耐震改修費補助（一段目）		非木造住宅耐震改修費補助
	段階的耐震改修費補助（二段目）		耐震除却補助（容易診断は◎）
	耐震シェルター整備費補助		木造住宅耐震補強設計費補助

- 2 補助金交付申請額 金 円

- 3 補助対象住宅所有者氏名

- 4 補助対象住宅

建物所在地	碧南市		
建設時期	明治・大正・昭和	年	
[碧南市木造耐震診断結果報告書]の受付番号			

- 5 改修等予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

- 6 補助金の受領方法

	本人受領		代理受領
--	------	--	------

- 7 添付書類

- (1) 市税の完納証明書
- (2) 固定資産税・都市計画税課税明細書の写しまたは名寄帳兼課税台帳の写し（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されることが分かる書類）
- (3) 所有者の同意書（申請者と同一の場合は除く）
- (4) その他の書類（裏面参照）
- (5) 代理受領届出書（本人受領の場合は除く）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（規格 A 4）

(必要添付書類)

- 1 木造住宅耐震改修費補助事業の場合
 - (1) 別紙1 (補強計画、対象工事費、設計監理者等)
 - (2) 耐震補強工事計画書
 - (3) 耐震補強工事費見積書 (耐震改修費と設計費のわかるもの)
 - (4) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
 - 2 木造住宅段階的耐震改修費補助事業の場合
 - (1) 別紙2-1 又は別紙2-2 (補強計画、対象工事費、設計監理者等)
 - (2) 耐震補強工事計画書 (一段目・二段目の計画のわかるもの)
 - (3) 耐震補強工事費見積書 (耐震改修費と設計費のわかるもの)
 - (4) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し

※一段目耐震改修工事は「固定資産税の減額」及び「所得税の特別控除」は受けられません。
 - 3 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業の場合
 - (1) 別紙3 (診断結果、対象工事費、整備業者等)
 - (2) 耐震シェルター整備計画書 (公的な評価がわかる書類、設置する位置がわかる書類)
 - (3) 耐震シェルター整備見積書 (整備に要する費用のわかるもの)
 - (4) 補助対象者の条件がわかる書類等 (例: 住民票等 (避難弱者が居住していることがわかる書類)、高齢者は生年月日のわかるもの、障害者等は手帳の写し等)
 - (5) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
 - 4 非木造住宅耐震診断費補助事業の場合
 - (1) 別紙4 (住宅の概要、耐震診断者)
 - (2) 耐震診断に要する経費の見積書
 - (3) 案内図、配置図、平面図
 - (4) 耐震診断者の事務所登録の写し (事前相談書に添付している場合は除く)
 - (5) 建築士免許証の写し
 - 5 非木造住宅耐震改修費補助事業の場合
 - (1) 別紙5-1 (補助対象建築物の概要、請負業者)
 - (2) 別紙5-2 (耐震事業に関する事業費算出内訳、耐震改修工事費の内訳)
 - (3) 耐震改修工事費の見積書
 - (4) 耐震診断結果報告書の写し (現状及び耐震改修後の I_s 値等が確認できるもの)
 - (5) 耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し (一戸建てを除く)
 - (6) 現況写真 (撮影位置を図示すること)
 - (7) 配置図 (事業を行う土地の区域及び建築物の位置を表示すること)
 - 6 耐震除却補助事業の場合
 - (1) 事業計画書 (案内図、工程、工期などの記載されたもの)
 - (2) 解体工事見積書の写し (内容を記載した書類)
 - (3) 耐震診断結果報告書等の写し (非木造住宅については現状の I_s 値等が確認できるもの) 又は
碧南市旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
 - 7 耐震設計補助事業の場合
 - (1) 別紙7 (住宅の概要、耐震診断者)
 - (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
 - (3) 設計に要する経費の見積書
 - (4) 案内図、配置図、平面図
 - (5) 耐震診断者の事務所登録の写し
 - (6) 建築士免許証の写し
- 共通
- (1) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たことを証するもの
 - (2) 申請者が管理組合である場合は、組合規約及び耐震診断の実施に係る議決書